

【提出者氏名】 加藤智章

論点について（論点のいくつかについて、現時点での私見を述べる。）

3

ア 犯罪被害者等

① 制限を設けるのか・・・基本的には設けるべきであるが、厳格に制限する必要はない。

② 制限を設けるとして何を基準とするのか。

届出要件の運用をどうするかという論点はあるものの（届出さえすれば警察の捜査が開始されるなど、犯罪の定義を多少緩和する方策が必要であると考えるが）、公費負担をする以上、それを正当化するための客観的な基準が必要ではないか。

罪種に関する制限は設ける必要はないように思われる。

また、損害賠償の受け取りの有無は、ある意味で、資力の有無とも関連する問題である。この点については、財源の確保が難しければ、資力に応じて、給付制限規定を設定する必要があるのかも知れない。帰責性の有無による人的範囲の制限に関して、反対したい。

交通被害者や警察に相談のない性暴力被害者、児童虐待被害者、DV被害者などは対象になりにくい、との中島構成員の意見に、どのように対応するか。

③ 要件具備を判断する者

これまで各県警で対応してきたという経緯や実績、さらに犯罪被害者に近いということから、基本的には警察において要件具備を判断する。これに加えて犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けた団体における相談業務等を通じて、要件を備えていると思われる旨を警察に連絡通報する体制とする。（性暴力被害者等への対応が残された問題となる。）

イ 当該犯罪被害者等が心理療法を受ける対象として認定する者、基準

基本的に、以下のようなシステムにおけるサポーター業務に従事する臨床心理士が心理療法を必要とするかを判断する。

＜想定されるサービスの三層構造＞

サポーター：第1次的には、警察に臨床心理士の資格取得者を配置し、対応する。日常業務の一環として、サポーター・サービスを提供する。また、犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け

た団体における相談業務もこのサポーターリングに該当する。
フィルタリング：サポーターリングを担当した臨床心理士が、精神科医やより専門的なカウンセリングの必要性を判断する。

カウンセリング：犯給法あるいは医療保険＋公費負担で対応するのが理想。

しかし、

 カウンセリングを提供できる有資格者の数

 臨床心理士の国家資格化

 保険適用への可能性

などの点から、公費負担医療を直ちに適用拡大することは実現可能性が低い。

4 公費負担の対象となる心理療法

提供される心理療法について、一定の限定を加えることは疑問である。広範囲に認める必要性はないが、心理療法を限定することによって、治療（治療という言葉が適切か否かはさておき）の範囲が限定されたり、治療効果が阻害されることは避けるべきと考える。

5 公費負担の限度

6 公費負担の仕組み

理念：どこでも、それなりのサポートが受けられること

 →地域的な偏在は避けるべき、普遍的な支援網の整備

 拡充か創設か

 →支援することに異論はないが、限られた財源をどのように投入するか

医療保険の適用範囲内での心理療法は利用しにくいとの問題は、簡単には解決することができないように思われる(医療保険の適用範囲を心理療法についても拡大する方向性について異論はないと思われる)。心理療法の保険適用化には、臨床心理士の国家資格化や診療点数の設定、医師との協働のあり方など検討すべき問題が多いと考えるからである。

医療保険の適用を前提とする公費負担が困難であるとすれば、犯給法に基づく公費負担が想定される。この場合、現行の重傷病給付金については保険診療の適用が前提となっているから、心理療法を手厚く提供しようとするならば、医療保険の存在を前提としない、新しい給付類型を設ける必要がある。

メモ

・犯罪被害者とそれ以外の被害者を分けるべきではないか。犯罪被害者等基本法によれば、犯罪及び「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」を犯罪等と定義している。一方、犯給法によれば、犯罪被害を受けた者を「犯罪被害者」とし、犯罪被害及び犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族を受けた心身の被害を「犯罪被害等」と定義している。

論点検討についての意見

【提出者氏名】中島聡美

今回の論点修正案についての意見はこのようにするべきであるというような意見ではなく、あくまでも今後の討議の参考としての意見であることを最初にお断りしておきます。

1. 公費負担の対象とする犯罪被害者等に対する心理療法

(1) 公費負担の対象とする場合の限定の基準について

公費負担の対象者として理想的には、犯罪被害者等基本法第2条における「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」であり、「犯罪等」とは、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」とすることが望ましい。

この問題については、公費負担がどのような制度によって行われるのかということに影響を受ける。

犯罪被害者等給付金によって支払われる場合には、現状の犯罪被害者等給付金の対象者に限定されることになる。従って、警察に届け出（この場合は被害届を意味していない）をした被害者本人あるいは遺族が対象となる。

しかし、この場合では、警察に相談できない性暴力被害者や被害者家族などが公費負担の対象とならなくなるため、別途これらの被害者に対応できる仕組みが必要になると考えられる。その際には、預保納付金が期待されるであろう。

犯罪被害給付金ではない新たな制度で対応する場合には、警察の届出は必須ではないが、その場合でも財源に限りがあること、殺人、傷害、性被害等深刻な犯罪被害者がまず利用できるようにすることが望ましい。従ってある程度の基準が求められると考えられる。基準としては、以下のようなことが必要ではないかと考えられる。

- ① 犯罪の被害によって精神的な苦痛を抱えている被害者本人、遺族、家族であること
 - ② 心理カウンセリングが必要であること
- ① ②を本人の自己申告とするとかえって被害者にとって敷居が高いこととなり、また犯罪被害者に対しての支援という点で、国民の納得が得られるかが疑問となる。一つの方法として、NY州で行われているように、警察、行政機関（配偶者暴力相談支援センターや児童相談所、行政の犯罪被害者相談窓口等）、民間犯罪被害者支援団体、医療機関に相談があった事例で心理専門家あるいは医師によりカウンセリングが必要と診断されたものなどが考えられるであろう。

また、他の要素で損害賠償として精神的被害からの回復としての費用が加害者から支払われる場合には、二重に受給することとなるため、この場合には、相応分を返却するなどが必要と思われるが、実際に損害賠償が支払われるのは時間が経過してからとなることが考えられ、被害後早期の治療の場合には、これを考慮することは困難になると考えられる。

(2) 当該犯罪被害者等が心理療法を受ける対象として認定する者、基準

公費負担の対象となる心理療法を細かく規定することは困難である。従って心理専門職が犯罪被害による影響であると認めた精神的問題に対する心理カウンセリングを対象とすることが望ましい。

この場合、そのような判断と治療ができる技能を有する心理専門職あるいは心理機関を選定することが重要になる。現段階で国家資格としては、以下のような職種および心理カウンセリングになると考えられる

- ① 医師（精神科、心療内科、小児科などが主に該当する）が行う精神療法、心理療法等
- ② 医師の指示に基づいて看護師や精神保健福祉師が行う心理療法（デイケア含む）、相談

臨床心理士をはじめとする各団体、学会が認定している心理士やフェミニストカウンセラーについては国家資格でないためこの資格をもって認定することが困難である。しかし、実際に被害者はこれらの心理機関や心理士に相談することも多い。従って、これらの資格について判断をする機関を別途設け、これらの資格が犯罪被害者の治療に十分な知識や研修を備えているかを検討するという方法が考えられる。

しかし、一方で上記のような資格があることが犯罪被害者に適切な治療を提供できるということではない。犯罪被害者が安心して利用できる心理カウンセリングという点においては、更に、犯罪被害者の治療についての研修を受けたものとすることも考えられるが、このような研修が普及するまでには時間がかかるため、被害者が研修を狩猟した治療者を探したり、受診することが困難であることが懸念される。したがって、現段階で研修を義務づけることは現実的ではないと考えられる。

(3) 公費負担の限度（回数・期間等）について

公費負担の限度は、財源がどの程度あるのか、利用者がどの程度いるのかによって変わってくると考えられる。被害者が必要としているカウンセリングの期間や現在保険点数以外で行われている心理カウンセリングの費用を考えて上限を検討するのが望ましいと考えられる。回数のみ、期間のみとするよりは、一人に支払われる上限を定める方が利用しやすく、また、必要がないのに回数を引き伸ばすというような（そのようなことは基本的に

はないと思うが) 問題を回避することができると思われる。

2. 公費負担の仕組み

(1) 公費負担にあたっての考え方 (理念)

公費負担にあたっての理念としては、すべての被害者および家族、遺族が犯罪被害によって被った精神的障害・問題から回復を支援するために必要な心理カウンセリングが受けられるようにすることが目的であると考えられる。本来は加害者が支払うべきものであるが、様々な問題から加害者が支払えずまた既存の公費の枠組みでは対応できないものについて公費で支援するという考え方になると思われる。

(2) 心理療法 (カウンセリング) を公費負担している既存の枠組みの拡充の可否

1) 犯罪被害給付金の拡大

現在の犯罪被害給付制度があるが、これにはいくつかの制限によって被害者が利用できない問題がある。

- ① 警察に届出を行なった被害者・遺族に限定される (更に家族内の犯罪被害や交通犯罪についての制限がある)
- ② 精神疾患への給付は労務不能3日以上のレベルであることが求められる
- ③ 医療保険の自己負担分しか適応にならない

したがって犯罪被害給付制度において重症病給付金の拡大を行うにあたっては、医療保険外の適応の枠が必要となるため、「心理カウンセリング給付金 (仮称)」の設置が必要になると考えられる。3日間の労務不能についての基準ははずすことが適切と思われるが、医師によって心理カウンセリングが必要と認められたものとするすることで、医療給付に準ずるものとするのでないかと考えられる。しかし、この基準では、前述したように被害者家族や警察に届け出をしていない被害者が利用できない問題があることと。被害者が医療機関を受診することが条件となり、敷居が高くなる恐れがある。

2) 新たな給付金の創設の可否

前述したように、犯罪被害給付金の拡充では、対象等現在の給付金の枠組みを大きく変更しない限り、対象とできない被害者・家族が存在することから、これらの被害者等に対してカウンセリング費用の公費負担を行うためには、新たな給付金の創設が必要になると考えられる。

あるいは、現物給付 (無料でカウンセリングが行える機関の拡充) の方法もある。現在でも警察の被害者施策として、全国ネットワーク加盟団体等において臨床心理士による無料のカウンセリングが行えるようにしている制度もあるが、よりそれを充実して、このような機関のいずれにおいても専門のカウンセリングが受けられるようにすることが考えられる。あるいは、韓国のスマイルセンターにならいそのような機関を設置することも考え

られるが、その設置時間や費用が掛かることを考えると、現在ある機関を活用することの方が妥当ではないかと思われる。また、性暴力被害者が利用しているフェミニストカウンセリング機関等においても、専門的カウンセリングが行えるような費用補助を行うことも必要ではないかと思われる。しかし、犯罪被害者支援機関以外では、被害者以外の相談業務も多く、被害者に特化した支援のみに支給を行うことの難しさがある。

3. 新制度の有効性に係る検証方法

これらの新制度の有効性について、利用状況、利用者の意見などを検証していくことが求められる。また、機関として補助を行う場合には、適正な運用実績があるかどうかについて、報告の義務を課すことも必要である。

横断的な検証だけでなく、モニタリング機関を設置し、支援者・利用者に縦断的な調査を行うことも考えられる。

4. 本制度の限界と将来への展望

本制度は費用の問題などから犯罪被害者等が本来受けるべき心理的カウンセリングを受けられていない現状を踏まえての支援であるため、被害者の精神的な回復が最終的な目的である。したがって、PTSD等の専門的治療や被害者が安心して相談できるなど被害者のニーズに応えられるような、医療・心理専門家の育成もこれと並行して重要なことである。そのためには、関連学会等に働きかけ、専門家への教育の充実を図ること、あるいは公共的な医療機関（自治体病院、精神保健福祉センターなど）において、犯罪被害者治療の拠点となる機関を設立していくなどの施策も必要ではないかと考えられる。

論点検討についての意見

【提出者氏名】

松坂 英明

< 検討会として認識した問題点 >

特になし

< 公費負担の対象とする犯罪被害者に対する心理療法 >

犯罪被害者の項目に関する意見

制限を設けるのか否か	設けるべき
その基準	意見
罪種	窃盗詐欺等の純粋財産犯や軽微な犯罪は除外 一定の犯罪に限定すべき 国費を投入するのやむを得ないと納得できる 犯罪類型を模索
警察への届出	不要
資力要件	設けない
他の要素との調整	帰責性については悩ましい。検討を要する。
当該犯罪被害者等が 心理療法を受ける対象 として認定する者、基準	心理療法の実施者
公費負担の対象となる心理療法	
心理療法の種類・範囲	制限なし
実施者	
実施者の資格	医師、臨床心理士、その他国が認める資格を有する者

認定方法	新たな認定制度を検討か？
公費負担の限度	カウンセリング20回程度か？
医療保険制度の拡充	カウンセリングの点数を増やす改正 臨床心理士を国家資格化し、保険の対象に加える という改正
公費負担の方法	現実のカウンセリング実施者が国の窓口機関に対して請求するという方法がベター
被害者への求償	しない
上記国の窓口機関は	要検討

取り急ぎ以上です。

[論点検討のための意見]

提出者 久保 潔

(一) 公費負担の対象となる「犯罪被害者等」の範囲について

- (1) 警察や民間の支援団体等が、犯罪被害直後から行っている相談・カウンセリングについては、特別の制限を設けず、従来通り「被害者本人と家族・遺族等」として精神的、心理的支援を必要とする被害者の幅広い救済の道を確認したい。
- (2) 新たな公費負担制度の創設の場合は、欧米の多くの国と同様、警察への被害届又は公的機関等への申請、専門(指定)病院での診察又は専門医の診断書等の提出を原則としてはどうか。公費の支出である以上、心理カウンセリングの必要性を明確に担保することは、やむを得ないのではないかと考える。

その他の要件である罪種(交通犯罪、過失犯罪等)、帰責性、資力(賠償を受けた被害者も含む)等については、今後の検討会で議論を深めたい。

- (3) 被害届を出さない性暴力被害者、DV被害者等については、別途、福祉的な対応等により、できるだけ幅広い救済策を検討したい。

(二) 公費負担の仕組みについて

犯罪被害者等に対する精神的、心理的支援の現状を見ると、既存制度と新規制度の組み合わせにより、何らかの新たな支援制度を創設する必要があるのではないか。

(1) 医療保険制度の拡充

精神科専門療法への医療保険適用の拡大に向け、引き続き努力する。保険適用の要件は、従来どおり精神保健指定医、精神科医の診断とするか。

(2) 犯罪被害給付制度の拡充及び新規制度の創設

①重傷病給付金・障害給付金の拡充

従来どおり、医療保険が適用される医療行為の自己負担分を支給対象とし、その他の入院・加療の要件や金額等の拡充に努力する。

②医療保険の適用のない心理療法を対象にした新制度の創設

犯罪被害給付制度の中に、①の別枠として例えば心理療法給付金制度を創設する。この場合は、対象者の範囲として(一)の(2)にある通り、警察への被害届又は公的機関等への申請、専門(指定)病院での診察又は専門医の診断書等の提出を原則とする。

(3) 早期回復・軽減のための相談・カウンセリングの拡充

精神的被害の早期回復・軽減、危機介入等を目的として、犯罪被害直後に警察(委託・委嘱を含む)や民間の支援団体等が行っている相談・カウンセリングは、現時点では犯罪被害者等の精神的、心理的支援の中心的な役割を果たしており、いっそうの拡大・充実を図る必要がある。

この場合、警察の体制のみならず、民間団体の質の向上、全国的な均質性を図り、二次的被害の防止等に努めることが特に重要と考える。

(三) 認定・判断機関(者)について

新たな負担を行う場合、カウンセリング実施の是非、実施する場合の内容、実施機関、実施対象となる被害者の範囲等を判断する認定機関が必要となる。これら幅広い認定作業を担い得る既存の公的(行政)機関があるかどうか、あるいは新たな認定機関を創設する必要があるかについて、議論を深めたい。

その場合、犯罪被害者等と最初に接点のある警察(公安委員会を含む)を主務官庁とする(医療保険を除く)のが自然な流れと思うが、組織としては警察がすべてを担うのではなく、受け皿として全国被害者支援ネットワークに一定の公的権限を付与し、組織の強化、充実を図る方向性は考えられないか。

どんな権限を付与し、どんな役割を担わせるかは、今後の議論に待たなければならぬが、警察等の公的機関と連携し、各種情報の集約、提供、各専門機関につなぐ仕分け、ワンストップサービス等を行わせることは可能か。フランスの全国被害者支援調停協会について詳しい活動内容は承知しないが、前回会議に示された海外調査の概要を見る限り、議論の参考になるのではないかと思う。

以上

【論点検討のための意見】

提出者 警察庁

○ 公費負担の対象とする場合の限定の基準

ア 犯罪被害者等

① 制限を設けるか否か

公費支出である以上、一定の枠を設けざるを得ない。

② 制限を設けるとして何を基準とするか

心理療法（カウンセリング）を必要としている犯罪被害者等の中には警察に届出を望まない犯罪被害者等（特に、性犯罪被害者）が多数いることから、警察への届出を公費負担の要件とすべきか、検討が必要である。

また、帰責性を要件に加えることも、その判断のためには警察による捜査が不可欠となるため、検討が必要である。

一方で、犯給制度や他の保険制度とのバランス、財源に制約があることを考慮し、罪種、損害賠償の受取の有無、症状の重さ等により、対象者・公費負担額に一定の制限を加える必要があると考える。

③ 要件具備を判断する者

犯罪被害の有無、帰責性を厳格に判断するのであれば、捜査が必要であり、この点は警察が判断しなければならない。

しかしながら、犯罪被害者等が心理療法を必要とする状態にあるのかどうかを判断することが、制度を運用するに当たって最も重要であるところ、この点については、臨床心理士等の専門的知見を有する者の判断が必要であると考え。警察においては、臨床心理士等専門的知識を有する職員の採用・配置を推進しているところであるが、全ての都道府県警察において配置されているものではなく、また、犯罪被害者等の中には警察への届出を望まない者も多数いることから、警察が要件具備の判断を行うことは困難である。

イ 当該犯罪被害者等が心理療法を受ける対象として認定する者、基準

ア-③と同じ。

○ 公費負担の対象となる心理療法

イ 実施者

④ 質の確保

実施者の認定に当たっては、警察においては専門的知見を有していないので、心理療法（カウンセリング）やカウンセラーに親和性のある行政機関において、認定のための枠組み等を検討していただく必要があると考える。

ウ 公費負担の限度（回数・期間等）

重傷病給付金の支給対象となる保険診療の精神療法とのバランスや、心理療法に要する期間の実態等を考慮して検討すべきと考える。

○ 公費負担の仕組み

ア 公費負担にあたっての考え方（理念）

検討会設置に関する議論において、有識者から「犯罪被害給付制度の拡充も新たな補償制度の創設も、警察に届け出ない被害者を対象にして考えるのは難しいと思われるのに対し、カウンセリングの公費負担については、警察に届出をしない被害者を含めた検討が要望として出されており、両者を同じ土台で議論できるか疑問であることなどから、犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討とは別に検討すべきである。」というような意見が出されている。このように、カウンセリング費用の公費負担においては、警察に届出をしていない犯罪被害者等をもその救済の範囲内に収めることの重要性が、2つの検討会を設けることとなった理由の一つとなっていると承知している。

仮に、犯給制度による場合には、支給対象者が警察に届出をした者に限定されることを含め、以下のような課題があると考ええる。

イ 心理療法（カウンセリング）を公費負担している既存の枠組みの拡充の可否

① 犯罪被害給付制度

・ 重傷病給付金の拡大の可否

給付金の支給の要件として、犯罪行為による重傷病であることが認められる必要がある。また、給付金の支給に際しては、都道府県公安委員会が裁定を行うこととされており、裁定の前提として、事案の概要等を警察における捜査を通じて把握する必要がある。このため、給付金の支給対象者は警察に届出をした者に限定される。したがって、犯給制度による限り、警察への届出を躊躇する犯罪被害者、特に、カウンセリングがその立直りに最も効果的であると考えられる被害者類型の一つである性犯罪被害者の多くがこの制度を活用できないことになりかねない。

また、現行の重傷病給付金の枠組みで対応する場合について検討すると、重傷病給付金は本人にだけ支払われることから、カウンセリングを必要とする被害者の遺族や家族が制度の対象外となる。このように、重傷病給付金で対応することは、犯罪被害者等のニーズを考慮した場合に適切な措置とは言えない。仮に、現行の重傷病給付金の支給対象者を、犯罪被害者の遺族や家族にも拡大した場合であっても警察に届け出た犯罪被害者等だけが制度の対象になるという問題が残る。

また、どのような範囲を給付対象となるカウンセリングとするのか（誰が行う、どのようなカウンセリングが公費負担の対象となるのか。）という点について、あらかじめ定めておく必要があるところ、これについては警察では認定不可能な事項であり、別途何らかの措置が必要となる。

- ・ **新たな給付金の創設の可否**

重傷病給付金の拡大と同様に、警察に届け出た者だけが対象になるという根本的な問題に加え、どのような範囲を給付対象とするか決めておく必要がある等の問題がある。

- ③ **その他既存の心理療法（カウンセリング）の公費負担制度の拡充の可否**

- ・ **専門的知識や技術を要する警察職員が行うカウンセリング**

警察においては、部内カウンセラーとして臨床心理士等専門的知識を有する職員を配置し、カウンセリングを積極的に実施しているところであるが、部内カウンセラーが配置されていない県警察もある。今後、体制の充実・カウンセリング技術の向上等を図り、部内カウンセラーの制度を更に発展させるよう努めるが、早急な体制強化が困難であることや、警察へ届け出た者だけが対象になるなどの課題がある。

- ・ **都道府県警察による精神科医・臨床心理士への委嘱によるカウンセリング**

警察に届け出た者だけが対象になるという問題がある。また、警察は、部外専門家については、犯罪被害者等支援に対する見識や活動状況を踏まえるなどして、委嘱するに相当であると認められる方に委嘱を行っているところであり、カウンセリングを業務としている民間の専門家すべてについて、公費負担の対象となるカウンセリングの実施者として相当であるかを判断するに足る専門的知見を有しているわけではないので、実施者の認定に課題がある。

- ・ **民間被害者支援団体に対する業務委託に係る相談・カウンセリング**
警察から相談・カウンセリングを業務委託している民間被害者支援

団体の多くが犯罪被害者等早期援助団体として都道府県公安委員会に指定されているが、いまだに自県の民間被害者支援団体が早期援助団体の指定を受けていない県もある。カウンセリングを進めるためには、人的・財政的基盤の一層の整備が不可欠である。

エ 財源

犯罪被害給付制度上での重傷病給付金の拡大又は新たな種類の給付金の創設の場合、警察庁予算となるが、対象となる犯罪被害者等の範囲、公費負担の回数、期間等を踏まえた上で、犯罪被害給付金の予算の拡大が必要となり、その財源をどこに求めるのかという課題がある。

オ 公費負担の方法

犯罪被害給付制度上での重傷病給付金の拡大又は新たな種類の給付金の創設の場合、現行の重傷病給付金と同様に裁定を経た上での支給となるので、償還制が妥当と考える。

カ 公費負担の実施機関

犯罪被害給付制度上での重要病給付金の拡大又は新たな種類の給付金の創設の場合、警察庁となる。

しかしながら、警察への届出を躊躇する犯罪被害者等への公的負担を可能とする新たな公費支給制度を創設する場合は、警察以外の行政機関において公費支出を行うべきと考える。

【論点検討のための意見】

【提出者氏名】法務省

○公費負担の対象となる心理療法

「ア 心理療法の種類・範囲」について

現在、民間の犯罪被害者支援団体や臨床心理士等が実施している取組の中には、捜査機関や裁判所、弁護士事務所等への同行支援等の支持的カウンセリング又はその延長・類似行為として犯罪被害者等の精神的・心理的支援に寄与しているものがあると思われる（第3回検討会資料5，第4回検討会資料2参照。）。

そこで、そのような支援のうち、どこまでが公費負担の対象とされる心理療法の種類・範囲と認められるのかを議論，整理したい。